

事務研 夏期研修会

平成18年8月4日(金)
郡山市文化センター

1 一般的な法体系

法令の種類

(1) 憲法

〔勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止〕

第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

(2) 法律

(条件附任用)

第十二条 公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾(ろう)学校、養護学校及び幼稚園(以下「小学校等」という。)の教諭、助教諭及び講師(以下「教諭等」という。)に係る地方公務員法第二十二条第一項に規定する採用については、同項中「六月」とあるのは「一年」として同項の規定を適用する。(教特法)

(3) 政令(内閣が制定する法)

(教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等)

第六条 教育職員(管理職手当を受ける者を除く。以下この条において同じ。)を正規の勤務時間(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)第五条から第八条まで、第十一条及び第十二条の規定に相当する条例の規定による勤務時間をいう。第三項において同じ。)を超えて勤務させる場合は、政令で定める基準に従い条例で定める場合に限るものとする。(給特法)



公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令(平成15年11月3日)

(4) 省令 各省大臣が発する命令

〇〇法施行規則

(へき地手当等)

第五条の二 都道府県は、条例で定めるところにより、文部科学省令で定める基準に従い条例で指定するへき地学校並びにこれに準ずる学校及び共同調理場(以下「へき地学校等」という。)に勤務する教員及び職員(略)に対して、へき地手当を支給しなければならない。(へき地教育振興法)

(5) 条例 地方公共団体がその議会の議決を経て制定する法

(給料、旅費及び諸手当)

第二〇四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、(略)に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、(略)、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、(略)、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、(略)、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、(略)、寒冷地手当、(略)、義務教育等教員特別手当、(略)又は退職手当を支給することができる。

3 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。(地方自治法)

(6) 規則 地方公共団体の機関の定めるもの

(週休日の振替等)

第五条 任命権者は、職員に第三条第一項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、第三条第二項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この条において「勤務日」という。)のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち四時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該四時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。(職員の勤務時間、休暇等に関する条例)

(下線部)

職員の勤務時間、休暇等に関する規則

2 教育職員の法体系

(1) 地方公務員法

(給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準)

第二十四条第六項 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

- 職員の給与に関する条例
- 職員の勤務時間、休暇等に関する条例

(2) 教育公務員特例法

(研修の機会)

第二十二条 教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

- 2 教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

(4) 給特条例

(義務教育諸学校等の教育職員の教職調整額の支給等)

第三条 義務教育諸学校等の教育職員(校長及び教頭を除く。第三項及び第七条において同じ。)には、その者の給料月額百分の四に相当する額の教職調整額を支給する。

- 3 義務教育諸学校等の教育職員については、職員の給与に関する条例(昭和二十六年福島県条例第九号。以下「給与条例」という。)第十三条及び第十四条の規定(福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和三十一年福島県条例第五十六号。以下「市町村立学校職員給与等条例」という。)第九条の規定によりその例によるものとされる場合を含む。)は、適用しない。

(勤務時間を超える勤務等)

第七条 義務教育諸学校等の教育職員については、勤務時間(職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年福島県条例第四号。以下この項において「勤務時間条例」という。)第二条に規定する勤務時間をいう。以下この項において同じ。)の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務(勤務時間を超える勤務及び次に掲げる日における勤務時間中の勤務をいう。次項において同じ。)は命じないものとする。

- 一 勤務時間条例第九条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日
 - 二 給与条例第十四条の規定により休日給が一般の職員に対して支給される日(前号に掲げる日を除く。)
- 2 義務教育諸学校等の教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる義務

に従事する場合であつて、臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとする。

- 一 校外実習その他生徒の実習に関する業務
 - 二 修学旅行その他学校の行事に関する業務
 - 三 職員会議(設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう。)に関する業務
 - 四 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務
- 3 任命権者は、義務教育諸学校等の教育職員の勤務条件の特殊性により第一項に規定する勤務時間により難いものがあると認める場合においては、人事委員会規則で定める期間の範囲内において、人事委員会規則で定めるところにより、その勤務時間を変更することができる。

3 市町村立学校職員の法体系

(1) 地教行法

(県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件)

第四十二条 県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、都道府県条例で定める。

○ 市町村立学校職員の給与等に関する条例

(サービスの監督)

第四十三条 市町村教委は、県費負担教職員のサービスを監督する。

(2) 福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例

(勤務時間、休日及び休暇)

第十条 県立学校職員の例による。

(旅費)

第十三条 県立学校職員の例による。

(事務処理の特例)

第十四条 地教行法第五十五条第一項の規定により、各市町村が処理する。

- 一 勤務時間関係
- 二 扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の支給並びに寒冷地手当の取扱いに係る事務

4 給与関係の法体系

(1) 給与の決定

地方公務員法

(給与、勤務時間関係)

第二十四条 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。(職務給の原則)

3 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。(均衡の原則)

6 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。(条例主義)

(給与に関する条例及び給料額の決定)

第二十五条 職員の給与は、前条第6項の規定による給与に関する条例に基いて支給されなければならない。又、これに基かずに、いかなる金銭又は有価物も職員に支給してはならない。

ただし、市町村立学校職員は、

市町村立学校給与負担法

第一条 市町村立学校職員の給料(略)は、都道府県の負担とする。

第三条 前二条に規定する職員の給料その他の給与については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(略)第四十二条の規定の適用を受けるものを除く外、都道府県の条例でこれを定める。

(2) 給料の支給

地方自治法

(給料、手当及び旅費)

第二〇四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、(略)に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、(略)又は退職手当を支給することができる。

3 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

地方公務員法

第二十五条 職員の給与は、前条第6項の規定による給与に関する条例に基いて支給されなければならない。又、これに基かずに、いかなる金銭又は有価物も職員に支給してはならない。

- 2 職員の給与は、法律又は条例により特に認められた場合を除き、通貨で、直接職員に、その全額を支払わなければならない。

労働基準法

(賃金の支払)

第二十四条 (略)

- 2 賃金は、毎月一回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。ただし、臨時に支払われる賃金、賞与その他これに準ずるもので厚生労働省令で定める賃金(第八十九条において「臨時の賃金等」という。)については、この限りでない。

職員の給与に関する条例

(給与の口座振込み)

第二十条 給与は、職員から申出があるときは、その全部又は一部をその者の預金口座への振込みの方法により支給することができる。

ただし、市町村立学校職員は、
福島縣市町村立学校職員の給与等に関する条例

(給与の口座振込み)

第九条の二 給与は、職員から申出があるときは、その全部又は一部をその者の預金口座への振込みの方法により支給することができる。

5 36 協定

(1) 労働基準法

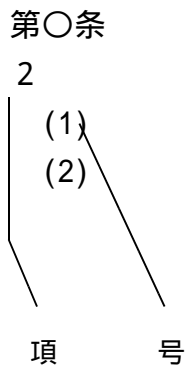
(時間外及び休日の労働)

第三十六条 使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行政官庁に届け出た場合においては、第三十二条から第三十二条の五まで若しくは第四十条の労働時間(略)又は前条の休日(略)に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによつて労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。

(2) 教育長通知

平成15年3月26日付け15教振号外「市町村立学校に勤務する職員の勤務時間について」(教育振興課長通知)

6 条文の構成



第〇条

。ただし、

。

本文

ただし書き

第〇条

。この場合において、

。

前段

後段

7 法令の読み方

(1) 第1条から目を通す

1条ずつ独立しているわけではない。
いくつもの規定が相互に連携して表現。

(2) 最後まで読む

附則を見逃さない。

(3) 括弧を飛ばして読む

略称規定等のために長くなっていることが多い。
主語、述語を見失わないように。

(4) リンク先を追いかける

「人事委員会規則で定める」
「人事委員会が定める」

(5) 定義規定・略称規定に注意する。

一般的な意義ではなく、狭い意義に限定している場合
いろいろな解釈の余地があるものについて用法を確定している場合
何度も使用する重要な用語であり、簡潔にするために短い略称を規定する場合

(例)

(するものをいう。以下同じ。)としているもの。
(以下「 」という。)と略称規定を設けているもの。

8 「又は」と「若しくは」

- (1) 選択される語句に段階がなく、「AかBのどちらか一方」という場合や、「A、B、C、Dのいずれか」という場合のように、同格のものを単純に並べる場合には、「又は」で結び、3つ以上のときは読点「、」を用い、最後の語句だけに「又は」を入れて結ぶ。

例

普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、(略)、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、(略)、へき地手当(これに準ずる手当を含む)、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、(略)、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、(略)、寒冷地手当、(略)、義務教育等教員特別手当、(略)又は退職手当を支給することができる。(地方自治法第二〇四条第二項)

- (2) 選択される語句に段階がある場合には、一番大きな接続に1回だけ「又は」を用い、その他の小さい接続は、それが幾つあっても「若しくは」を用いる。

例

都道府県の支庁若しくは地方事務所又は市町村の支所の長は、事務吏員を以てこれに充てる。(地方自治法第一七五条第一項)

注 この条文は、次のように2段階に分解される。

{	<table style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">都道府県の</td> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding-left: 10px;">支庁 若しくは 地方事務所</td> <td style="padding-left: 20px;">の長は、事務吏員を持ってこれに充てる。</td> </tr> </table>	都道府県の	{	支庁 若しくは 地方事務所	の長は、事務吏員を持ってこれに充てる。
都道府県の	{	支庁 若しくは 地方事務所	の長は、事務吏員を持ってこれに充てる。		
{	<table style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">又は 市町村の支所</td> <td style="padding-left: 20px;">の長は、事務吏員を持ってこれに充てる。</td> </tr> </table>	又は 市町村の支所	の長は、事務吏員を持ってこれに充てる。		
又は 市町村の支所	の長は、事務吏員を持ってこれに充てる。				

9 「及び」と「並びに」

- (1) AとBというような単純、並列的な併合接続の場合には、「及び」で結び、単純、並列的接続で並列する語句が3個以上であり、かつ、当該語句に段階がない場合には、途中の接続はすべて読点「、」で結び、最後の接続を「及び」で結ぶ。

例

給料は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(略)第八条の二に規定する正規の勤務時間(略)による勤務に対する報酬であつて、給料の特別調整額、(略)、扶養手当、(略)、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、(略)、超過勤務手当、(略)、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、義務教育等教員特別手当、(略)、農林漁業普及指導手当及び災害派遣手当(略)を除いたものとする。(職員の給与に関する条例第二条)

- (2) 併合的接続の段階が2段階になる場合には、小さい接続に「及び」を用い、大きな接続に「並びに」を用いる。

例

この法律は、地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、……。 (地方自治法第一条)

注 この条文は、次のように2段階に分解することができる。

この法律は、地方自治の本旨に基いて、

{	地方公共団体の区分	{	組織	に関する事項の大綱	を定め、……。
	並びに		及び		
	地方公共団体の		運営		

- (3) 接続の段階が3段階以上となるときには、1番小さな接続だけに「及び」を用い、それ以外の接続にはすべて「並びに」を用いる。

例

人事委員会は、別に法律の定めるところにより、人事行政に関する調査、研究、企画、立案、勧告等を行い、職員の競争試験及び選考を実施し、並びに職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、並びにこれについて必要な措置を講ずる。(地方自治法第二〇二条の二第一項)

人事委員会は、別に法律の定めるところにより、
人事行政に関する調査、研究、企画、立案、勧告等を行い、

職員の競争試験
及び
選考 } を実施し、

並びに

{ 職員の勤務条件に関する措置の要求
及び
職員に対する不利益処分 } を審査し、

並びに

{ これについて必要な措置を講ずる。

10 「直ちに」と「遅延なく」と「速やかに」

いずれも時間的即時性、すなわち、時間的に遅れてはならないことを示しますが、それぞれその早さの加減などで若干ニュアンスに差がある。

- (1) 「直ちに」は、この三つの語の中では時間的即時性が一番強く、一切の遅れを許さない趣旨を表す場合に用いられます。この語が用いられている規定に違反して遅れた場合には、義務違反となるのが通例である。

例

都道府県知事は、前項の規定による報告があつたときは、直ちにその旨を総務大臣に通知しなければならない。(地方自治法第三条第六項)

- (2) 「遅延なく」は、「直ちに」、「速やかに」に比べると時間的即時性が弱く、正当な合理的理由に基づく遅滞は許す趣旨であり、事情の許す限り最も早くという場合に用いられます。しかし、この語が用いられている規定に違反すると「直ちに」の場合と同様に義務違反となるのが通例である。

例

事業主体は、公営住宅の家屋の壁、基礎、土台、柱、床、はり、屋根及び階段並びに給水施設、排水施設、電気施設その他の国土交通省令で定める附帯施設について修繕する必要が生じたときは、遅滞なく修繕しなければならない。(公営住宅法第二条本文)

- (3) 「速やかに」は、「直ちに」と「遅延なく」の中間的なもので、できるだけ早くという意味を表します。訓示的意味を持つものとして使われる場合が多く、この規定に対する違反が義務を怠ったとして、直ちに違反とはならない。

例

前項ただし書の場合において、当該建設工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。(騒音規制法第一四条第二項)

(出石稔氏 / 関東学院大学法科大学院非常勤講師の資料を一部引用)

事務研 夏期研修会(課題)

平成18年8月4日(金)
郡山市文化センター

課題1(旅行命令関係)

A教諭の居住地は福島市(福島)で、勤務地は白河市立X中学校(白河)である。通勤は自家用車で、通常、高速道路を利用し、約60分かけて通勤している。

X中学校では、9/12から9/14まで関東方面への修学旅行を計画し、X中学校を午前5:00に出発するため、教員の集合時間を午前4時30分とした。

校長は、A教諭に対し当該修学旅行の引率指導業務を命ずることとしたが、A教諭の居住地が福島市であることや翌日の集合・出発時間等を考慮し、負担軽減のため、9/11日に前泊の旅行命令を発することとした。

校長の行った旅行命令の妥当性について検討せよ。

課題2(単身赴任手当関係)

職員(夫)Aと職員(妻)Bは、ともに市町村立学校職員で、Aは福島市立W小学校、Bは伊達市立X中学校勤務である。

2人は、平成17年3月まで福島市内(a公舎)に同居していたが、平成17年4月にBが郡山市立Y中学校に異動となったことに伴い、通勤に不便をきたすことから、やむを得ず郡山市内(bアパート)に転居し、別居した。

その後、平成18年4月、職員Aは、会津美里町立Z小学校に異動となったが、野球部の顧問に任命されたことなどから、Bの住むbアパートからの通勤は困難と判断し、やむを得ず会津若松市内(cアパート)に転居し、引き続き別居することとした。

この場合、A又はBに単身赴任手当を支給する余地はあるか。

なお、a公舎からbアパートまでの距離は50km、Bがa公舎から交通機関を利用し、Y中学校まで通勤する場合は、Y中学校の勤務開始時間の60分前までに出発すれば到着するものであり、また、bアパートからZ小学校までの距離は70kmである。

(「単身赴任手当決定事務の手引き」P9の例により図解すること。)

課題3（特殊勤務手当及び勤務時間関係）

X中学校の生徒Aは、金曜日の昼休みに友達と喧嘩し突然学校を飛び出した。Y校長は、生徒Aを捜索する必要があると判断し、その日の授業終了時である午後3時から午後10時までB教諭らに捜索の業務を命じた。また、Y校長は、当日発見できなかったため、翌土曜日（週休日）にも引き続き捜索が必要と判断し、B教諭らに朝8時から夕方6時まで捜索を命じることとした。

この場合、Y校長は、制度上、B教諭らにどのような勤務を命じることが可能か。手当の措置も想定し検討せよ。

なお、X中学校の通常の勤務時間は、午前8時15分から午後5時までとする。

課題4（休日の勤務）

X小学校（A校長）では、祝日である平成18年4月29日（土）に運動会を計画し、B教諭らに対し、児童の休業日となる5月1日（月）に週休日の振替を実施した。

しかし、休日の代休日の指定にあっては授業への影響等があるため、福島県教育庁等に勤務する職員の勤務時間等に関する取扱要領第2の9の(5)の「代休日を指定しないものとする」の規定により、職員に対し、当該代休日を指定しないこととした。

A校長の指定した週休日の振替及び休日の代休日の取扱いについて、その妥当性を検討せよ。

課題5（特殊勤務手当及び週休日の勤務）

X中学校（Y校長）では、夏期休業中に学校行事の一環として、2年生を対象に海外ホームスティ（7/21～7/28）を計画している。このホームスティへの参加は任意であり、3クラスから15名を集った。これに伴い、Y校長は、A教諭ら2名が生徒の引率指導業務に従事するを命じた。

海外ホームスティから帰国したA教諭らに対し、Y校長は、慰労を込めて、2日間の週休日分について、長期休業中のどこでもいいから取得することを告げ、また、勤務時間の変更についても可能と判断し、8時間変更することとした。

この場合、Y校長の行った 週休日の振替、 勤務時間の変更のほか、 特殊勤務手当の可否についても検討せよ。

この間、2日間の週休日が含まれている。